

## 訪問介護における「散歩の同行」の取扱いについて

訪問介護における「散歩の同行」に関する取扱いについては左欄のとおりであり、右欄は左欄に係る留意点及び解説である。

本市における取扱い	本市における取扱い（左欄）に係る留意点・解説
<p>1 訪問介護（介護予防含む。以下同じ）における「散歩の同行」の考え方</p> <p>老計第10号の規定上、「散歩の同行」という行為自体が給付対象となるのではなく、同通知1-6「自立生活支援のための見守りの援助」（自立支援、ADL向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等）の一例として「散歩の同行」が該当するものであること。</p>	<p>したがって、趣味嗜好や単なる気分転換のための散歩に係る同行については介護報酬の算定対象とはならない。</p> <p>また、自ら歩行する場合で、利用者の身体状況から（杖歩行も含め）安全に歩行できると判断される場合についても算定できない。</p>
<p>2 算定要件について</p> <p>1の考え方に基づき、訪問介護において「散歩の同行」を算定する場合は、以下の要件をいずれも満たす必要がある。</p> <p>(1) ①他の介護サービスを受けることが困難、②他のサービスでは目標の達成が困難、③他のサービスの回数を増やすことが困難、などの合理的な理由があること。</p> <p>(2) 利用者の自立支援に資する（例えばケアプランにおける長期目標又は短期目標等に示された目標を達成するために必要な行為である）ものとしてケアプランに位置付けられていること。</p>	<p>散歩をリハビリや閉じこもり防止目的で実施するのであれば、介護保険制度の別のサービスがある中で、なぜ散歩を位置付けるのかという合理的な理由が必要となる。</p> <p>⇒ 閉じこもり防止目的であれば通所介護をまず検討すること。</p> <p>⇒ 運動不足、筋力低下防止または退院退所後のリハビリを目的とするのであれば、訪問リハビリ、通所リハビリ等、介護保険制度における他のサービスの利用をまず検討すること。</p>

### 3 適切なケアマネジメントの実施について

利用者の状況から散歩を訪問介護のサービス提供として行うことが必要と判断した場合は、以下の手順で適切なケアマネジメントを行うこと。

#### (1) 居宅サービス計画への位置付け

居宅サービス計画を作成する際、①訪問介護における散歩が利用者の自立支援にどう資するのか、具体的かつ明確な理由、②他のサービスでは代替できない合理的な理由、③具体的なサービス内容と所要時間等、について記載すること。

#### (2) サービス担当者会議による意見聴取

(1)の内容について、専門的な見地から意見を求めること。

#### (3) 実施状況のモニタリング

散歩同行に係るサービス導入後は、当該サービスの実施状況を確認し、継続の必要性や効果を検証すること。

(1) 適切なアセスメントが実施されていない場合や記録の不備の場合は介護報酬の返還を求める場合がある。

また、算定対象とする場合は、身体介護に該当するため20分以上の所要時間が必要であるが、必要以上に長時間の設定は想定されないこと。

(2) 利用者への負担や安全性について、本人や家族の意向、各サービス担当者や医師の意見を踏まえ、必要性を総合的に判断すること。

(3) 検証する頻度は必要に応じて随時とするが、最低でもサービス担当者会議の開催時には検討すること。

### 4 その他の留意事項

(1) 老計第10号に示されている「外出介助」に係る取扱いについては、従来どおりであることに留意すること。

(2) あくまでも居宅サービスであることから、原則としてサービスの起点・終点は居宅となること。

(1) 散歩と称し、給付対象としてこれまでから認めていない目的地（習い事、親戚友人宅、娯楽施設等）やイベント（祭り等）への外出に係る介助を算定することは不可。